

○桑名市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成17年3月30日

告示第54号

改正 平成18年12月22日告示第215号

平成23年5月31日告示第109号

平成24年3月12日告示第38号

平成24年12月18日告示第184号

平成25年3月29日告示第66号

平成27年3月25日告示第63号

平成28年3月31日告示第86号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目)

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とする。

(対象者)

第3条 用具の給付対象者は、市内に住所を有する別表第1の「対象者」欄に掲げる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限る。

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、調査書（様式第2号）により対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を調査し、用具の給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、用具の給付を行うことを決定したときには小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付（貸与）券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定したときには日常生活用具給付却下通知書（様式第5号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(給付の委託)

第6条 市長は、日常生活用具の販売、製作等を業とする者（以下「委託業者」という。）に対し、前条において決定した用具の給付を委託するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第7条 用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、別表第2の基準により、必要な用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。この場合において、受給者は、用具を納入する委託業者に給付券に添えて、負担するべき額を直接委託業者に支払うものとする。

2 市長は、委託業者からの請求により、用具の給付に要する費用から受給者が委託業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、委託業者は、受給者から受領した給付券を添付して請求するものとする。

(用具の管理)

第8条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反したと認めたときは、当該給付に要した費用のうち市が支払った費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳を

備えるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日告示第215号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年5月31日告示第109号)

この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月12日告示第38号)

この告示は、公布の日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則 (平成24年12月18日告示第184号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第66号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の桑名市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の桑名市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成28年3月31日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

桑名市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業対象種目

(単位：円)

種目	対象者	性能	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる。)	4,810
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200
特殊尿器	自力で排尿できな	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾	72,360

	い者	病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	16,200
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	111,460
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360

別表第2（第7条関係）

徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準月額 (円)	徴収加算基準月額 (円)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	230
C 2	税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	290
D 1	A階層及びB階層を除き	所得税の年額 2,400円以下	350
D 2	前年分の所得税課税世帯であって、その所得税	2,401円～4,800円	380
D 3	帯であって、その所得税	4,801円～8,400円	430

D4	の額の区分が次の区分 に該当する世帯	8,401円～12,000円	4,700	470
D5		12,001円～16,200円	5,500	550
D6		16,201円～21,000円	6,250	630
D7		21,001円～46,200円	8,100	810
D8		46,201円～60,000円	9,350	940
D9		60,001円～78,000円	11,550	1,160
D10		78,001円～100,500円	13,750	1,380
D11		100,501円～190,000円	17,850	1,790
D12		190,001円～299,500円	22,000	2,200
D13		299,501円～831,900円	26,150	2,620
D14		831,901円～1,467,000円	40,350	4,040
D15		1,467,001円～1,632,000円	42,500	4,250
D16		1,632,001円～2,302,900円	51,450	5,150
D17		2,302,901円～3,117,000円	61,250	6,130
D18		3,117,001円～4,173,000円	71,900	7,190
D19		4,173,001円以上	全額	左の徴収基準月額の10%又は8,560円のいずれか多い額

備考

1 徴収月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均

等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。
- 4 徴収基準額の特例
災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した取扱いをするものとする。
- 5 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1号(第4条関係)

日常生活用具給付申請書							
					年 月 日		
<p>(宛先) 桑名市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (給付対象者との続柄) ㊟ 電話番号</p> <p>次のとおり小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を申請します。 なお、費用負担の認定に当たり、対象者、その配偶者及び扶養義務者の税務資料の閲覧について承諾します。</p>							
対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生(歳)		
	住 所						
	疾患名						
世 帯 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備考(介護の状況等)		
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況		住宅	1 持家 2 借家(家主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助を必要 2 便器・携帯用使用 3 自分でできる	移動	1 車椅子使用 2 他人の介助を必要(一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称							
希望する型式規模等							
給付上特に希望する事項							
備 考							

様式第2号（第5条関係）

調 査 書

申請年月日					申請者氏名			
対象者	住 所							
	フリガナ 氏 名							
	生年月日			性別			電話	
世帯員の 状況	氏名	年齢	対象者の 続柄	課税状況				備考
				課税区分	市民税 所得割			
非課税世帯		所得	障害年金	手当	合計			
所得区分								
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額		
月額負担上限額								
用具名		基準額	見積額	利用者負担	公費負担			
合計								
上記のとおり確認しました。								
年 月 日								
						調査者		印

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

様

桑名市長

印

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住 所					
	フリガナ 氏 名					
	生年月日		性別		電話	
給付番号			給付決定日			
決定内容						
用具業者	名 称					
	所在地					
	電 話					
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額	
月額負担上限額						
注意事項						
1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。						
2 用具の一部又は全部を毀損し又は滅失した場合は、直ちにその状況を報告し、その指示に従ってください。						
3 用具を必要としなくなったときには、すみやかに申し出てください。						

様式第4号（第5条関係）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付（貸与）券

給付番号		給付券発行年月日	
氏名		生年月日	
住所			
保護者氏名			続柄
用具の名称			
用具業者	名称		
	所在地		
	電話		
基準額		見積額	利用者負担額
月額負担上限額			
上記のとおり決定する。 年 月 日 桑名市長 印			
受領	受領年月日	年 月 日	受領者氏名 印 本人との関係

様式第5号(第5条関係)

日常生活用具給付却下通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

様

桑名市長

印

年 月 日付けで申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、次の理由により給付できませんので、ご承知ください。

給付できない理由

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)